

祝日のごみ収集のお知らせ

■清掃センター

2月11日(木)は、木曜日に缶・金属類、びんの収集を行っている地域について「缶・金属類」の収集のみを行います。なお、それ以外のごみ等の収集は行いませんので、ご注意ください。清掃センターへの直接搬入もできません。詳しいことは「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

「豆知識」を配布します

ごみ等の分け方や出し方を分かりやすく解説した「豆知識」を作製しました。2月15日号広報ひこねの配布に併せて、各世帯にお配りする予定です。ご確認ください。なお、平成22年度の「ごみ等の収集カレンダー」は、広報ひこね3月1日号に併せて配布する予定です。

日本政策金融公庫の教育資金・事業資金

■日本政策金融公庫

▼国の教育ローン
融資額 学生・生徒ひとりに

つき、300万円以内
返済期間 15年以内(在学期間中は据置あり)
利率 年2.65%(固定)
※収入制限があります。

▼セーフィティネット貸付
融資額 4,800万円以内
返済期間 運転資金は5年以内、設備資金は15年以内
利率 年2.15%~(固定)
◎利率は一律でも、1月15日(金)現在です。

問い合わせ先 日本政策金融公庫彦根支店国民生活事業課
☎24-0201番、FAX 22-6640番

国民年金保険料の納付は、口座振替の前納がお得です
2月末までに申し込みを

■彦根年金事務所

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納(将来分をまとめて納付)すると、保険料の割引があり、たいへんお得です。4月からの国民年金保険料の1年前納または6か月前納を希望する場合は、2月末までに手続きをしてください。手続きは、口座振替を希望する金融機関、郵便局、または彦根年金事務所でお申し込み。手数料は不要です。現在、口座振替を利用して

いる人でも、振替方法を変更する場合は手続きが必要となります。

なお、平成22年度の保険料は、2月に決定する予定です。金額など詳しいことは、彦根年金事務所国民年金課までお問い合わせください。

クレジットカードによる納付方法もあります

クレジットカードによる納付は、クレジットカード会社が被保険者に代わって立替納付を継続的にを行い、カード会員に請求する方法です。金融機関などの窓口でクレジットカードを直接、提示し納付する方法ではありません。

納付方法は、1年前納、6か月前納、毎月納付の3種類です。毎月納付の場合、割引はありません。1年前納および6か月前納の割引額は、納付書による現金納付の場合と同じです。なお、一部免除が承認された期間にご利用できません。

前納を希望する場合は、2月末までに彦根年金事務所へ手続きをしてください。

問い合わせ先 彦根年金事務所
所国民年金課 ☎23-11114番、FAX 23-9038番

市・県民税、所得税

申告のしどろはご注意ください

市・県民税の住宅ローン控除を受けられる人へ市への申告が不要になりました

今までは市・県民税で住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)を受けようとする場合は、彦根市へ申告書の提出が必要でした。しかし、平成22年度分(平成21年分所得)の申告から、所得税とは別に提出する市民税用「住宅借入金等特別控除申告書」の提出が不要になりました。控除額は、彦根市が収集する資料をもとに計算します。このため、今年から対象者への申告書の郵送は行っておりません。

農業所得、事業所得、不動産所得のある人は注意を減価償却費の耐用年数が変わりました

平成21年分所得の申告から、減価償却資産の耐用年数が変更されました。特に機械および装置については全面改正が行わ

れています。平成21年分所得の申告時には、収支内訳書や決算書に計上する減価償却費の計算にはご注意ください。

問い合わせ先 国税務課
☎30-6140番、FAX 22-1398番

一部の高齢者は障害者控除が受けられます

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持たない人でも、次の場合、所得税や市・県民税の障害者控除が受けられます。ただし、障害者手帳を持っていない人が障害者控除を受けるとは、福祉事務所長の認定が必要です。

認定の条件 65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていて、医師の診断などで中等度以上の認知症が認められる人、または6か月以上寝たきりの人など

問い合わせ先 困介福祉課 ☎23-9660番、FAX 26-1768番

ご覧ください
平成21年版「彦根市の環境」

■生活環境課

平成20年度における彦根市の環境の状況や、施策をまとめた彦根市版環境白書「彦根市の環境」ができました。「彦根市の環境」は、市内の水質や土壌、大気、騒音などの調査結果をまとめているほか、市民団体の活動、環境行政施策など、環境に関する内容全般が分かります。

「彦根市の環境」は、市役所1階「情報公開コーナー」、図書館、各地区公民館で、無料で閲覧できます。また、生活環境課、支所・各出張所で希望者に無料で配布しているほか、彦根市ホームページからダウンロードできます。

「働きながら資格をとる」
介護雇用プログラムを
実施します

■健康福祉政策課

介護の資格を持たない人で、介護などの業務に従事する意欲がある人を対象に「働



きながら資格をとる」介護雇用プログラムを実施します。このプログラムは、滋賀県が委託する事業者と求職者とが1年間の雇用契約を結び、給料を得ながら無料でホームヘルパー2級などの講座が受講できるプログラムです。受講後は、事業所で介護の業務に従事していただきます。

対象者 介護の資格を持たない人で、1年間福祉・介護サービス事業所で働ける人。ただし、滋賀県が委託する事業者が職員として採用されることが必要です。

取得できる資格 ホームヘルパー2級など
採用予定人数 60人
求人期限 3月(予定)
求職方法 滋賀県が委託する事業者の求人票があるハローワークで求職手続きを行ってください。

その他 雇用期間中の給料などの労働条件は、各雇用事業者の規定によります。
問い合わせ先 健康福祉政策課 ☎077-528-3512番

農地法の一部改正について

■農業委員会事務局

平成21年12月15日(火)に「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新しい農地制度がスタートしました。

新たな農地制度は、農地の減少を食い止め、農地を確保することや、農地の賃借をしやすくして、農地を最大限利用することが目的です。主な改正点は左の表のとおりです。

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎30-6133番、FAX 24-9676番

主な改正ポイント

農地を貸したい場合	農地の規制が緩和されました
農地を耕作しない場合	遊休農地に対する指導が強化されました
許可なく転用した場合	違反転用に対する罰則が強化されました
農地を相続した場合	農業委員会への届け出が必要になりました

荒神山公園にキャッチボール広場を開設しました

■都市計画課

荒神山多目的広場内にキャッチボール広場を開設しました。グローブやボールの無料貸し出しも始めましたので、ぜひご利用ください。

貸出時間 10~3月 午前7時~午後5時30分、4~9月 午前6時~午後7時30分

利用者 小学生以下とその同伴者を優先します。
貸出場所 管理事務所
問い合わせ先 荒神山公園管理事務所 ☎25-1599番 (FAX 共用)

4月から肝臓機能障害のある人に身体障害者手帳が交付されます

■障害福祉課

4月から、身体障害者手帳の障害種別に新たに肝臓機能障害が加わります。身体障害者手帳は、いろいろな福祉サービスを利用するために必要となり、肝臓機能障害の程度に応じて1級から4級までの区分となります。

対象者 ▼重症の肝硬変の状態であ

って、障害が固定・継続し、日常生活活動に著しい制限を受けている人
▼肝臓移植を受けた人(受ける予定の人)
申請手続 次の書類を添えて困介福祉課に申請してください。申請は2月15日(月)から受け付けますが、手帳の交付は4月以降になります。手帳は、お手元に届くまで2か月程度かかります。

▼身体障害者手帳申請書
▼診断書(指定された医師が作成したもの)

▼写真(縦4cm×横3cm)
▼身体障害者手帳申請書および診断書は困介福祉課にあります。

肝臓機能障害に対する肝臓移植後の抗免疫療法に限り、自立支援医療の申請が可能になります。この自立支援医療の申請も2月15日(月)から受け付けます。この場合、指定自立支援医療機関として指定されている医療機関および指定医に診療を受けている人に限ります。

問い合わせ先 困介福祉課 ☎27-9981番、FAX 26-1767番